

質問	東京都回答
<p>・小規模施設の特例についての質問です。</p> <p>(ア) 不登校の児童生徒に対する支援のみを行う補助対象者であり、かつ運営施設が1施設のみとありますが、弊団体は都内では</p> <p>○時間貸し施設（公共施設含む） ○スタッフ自宅</p> <p>の2つを活動会場として使用しています。</p> <p>また、千葉県内でも活動をしていますが、千葉県でも</p> <p>○時間貸し施設 ○貸し畑</p> <p>で活動をしています。</p> <p>「運営施設が1施設のみ」というのは弊団体の活動の場合は当てはまるのでしょうか？ ご回答どうぞよろしくお願いたします。</p>	<p>・小規模特例の要件については、活動場所が複数ある場合でも「運営施設が1施設のみ」に該当する場合があります。ほかにも補助対象者と支援対象施設に関する要件がそれぞれありますので、詳細は個別に事務局宛にご相談ください。</p>
<p>・サポートプランを在籍校にも共有するという事は、いずれ、在籍校に戻れるようにサポートするべきという前提ですか？</p> <p>・児童が2度と在籍校に戻りたくない、フリースクールにいたい場合は無理に在籍校に戻そうとするべきではないと思います。そのような児童の場合でも補助金の対象になりますか？中にはホームスクーリングを選んでいる家庭もあります。該当しますか？</p>	<p>・サポートプランを在籍校と共有する目的は、必ずしも「在籍校への復帰」を唯一のゴールとするものではありません。本事業は、「子供一人ひとりに寄り添ったサポートを行うフリースクール等の活動を支援すること」を趣旨としています。</p> <p>・児童生徒が在籍校への復帰を望まず、フリースクールでの継続的な活動を希望している場合であっても、補助金の対象となります。ただし、家庭での学習（ホームスクーリング）を基本としつつも、週に数回当該施設に通所し、施設スタッフによるサポートプランに基づいた支援を受けているのであれば、その児童生徒は補助対象のカウントに含めることが可能です。一方で、施設への通所が一切ない完全な家庭学習のみの形態は、本補助金の対象外となります。</p>
<p>・スタッフの子どもの分のサポートプランを作成する必要がありますか？</p> <p>また、スタッフの子どもは補助金対象の生徒数としてカウントされるのでしょうか？</p>	<p>・スタッフの方のお子様もサポートプラン作成等児童生徒人数の補助対象としてカウントすることは可能です。ただし、原則として、新規申請を行う年度における7月1日時点において、補助対象者の親族以外の児童生徒が通所している施設であること、継続申請を行う事業者については、交付申請を行う年度の4月1日において、補助対象者の親族以外児童生徒が通所している必要があります。（交付要綱第6条（7）参照） なお、補助対象とした児童生徒についてはサポートプランを作成する必要があります。</p>
<p>・今年度内（秋ごろ）に東京都内で施設の移転を検討しているのですが、その場合は支援対象となりますでしょうか。対象となる場合、どのような手続きが必要でしょうか。</p>	<p>・東京都内で施設を移転される場合でも、移転先が支援対象施設の要件を引き続き満たしていれば、補助の対象となります。</p> <p>ただし、所在地は補助事業の根幹に関わる事項であるため、「事前の相談」と「書面による承認手続き」が必須となりますが、本件個別ケースに該当するため、事務局宛にご相談ください。</p>
<p>1) サポートプランは生徒1名ずつ作成ということは、在籍数が60名の場合は、60種類作成が必要でしょうか。</p> <p>助成最大75万 1名あたり2万5千円の補助という場合は、2万5千円×最大30名の提出という考え方でよろしいでしょうか</p> <p>提出する場合、どの生徒の分を提出するかは、こちらの采配でよろしいでしょうか。何か条件はありますか。例：学年を変えて提出するなど</p>	<p>・サポートプランは生徒1人1人に合わせて作成するものであるため、60名の場合は60通りのサポートプランの作成が必要です。</p> <p>・補助限度額の75万円は、あくまでも上限金額であり、30名分の提出が最大であるとするものではありません。サポートプラン作成児童生徒人数分の提出をお願いしております。</p> <p>・サポートプランの提出について、学年を変えて提出を求めるなどの条件はございません。</p>
<p>2) 在籍校がそれぞれ異なる場合、全学校とやり取りが必要でしょうか。</p>	<p>・在籍校がそれぞれ異なる場合、全学校とのやり取りが必要になります。</p>
<p>3) 現地確認は、途中、課外活動として公園に行く日や、終日登山などそうした時間・日があっても問題ないでしょうか。それとも終日室内の方がよろしいでしょうか。</p>	<p>・現地確認で要する時間は1時間半～2時間程度を見込んでいます。代表者や施設の責任者が現地確認の時間に対応できれば、お子さんが課外活動などに行かれていても問題はなりません。なお、当日は安全体制など施設内部についても確認いたします。</p>
<p>4) 学校の時間は、週4日間8:30～9:00登校時間、授業9:00～14:30としております。問題ないでしょうか。</p>	<p>・概ね学校の授業時間に開所していることが条件ですので、必ずしも9:00～15:00でなければならないということではありません。詳細の状況によりますが、「週4日間8:30～9:00登校時間、授業9:00～14:30」であれば問題はないと思われます。詳細は事務局宛にご相談ください。</p>
<p>5) サポートプランの作成等を行う職員の件費とありますが、月給28万円の中にサポートプランや授業、授業準備などが含まれます。21万円を補助いただけますか。それともサポートプランに費やした時間数、手当の4分の3になりますか。</p>	<p>・サポートプランの作成等にかかる経費に含まれるか否かが判断の基準になります。サポートプランの作成、作成したサポートプランに基づく児童生徒への支援等に該当する場合は対象になりますが、該当しない場合は対象外となります。詳細は事務局宛にご相談ください。</p>
<p>6) サポートプラン様式C任意様式となりますが、様式が任意であり、提出は必須という認識でよろしいでしょうか</p>	<p>・はい。様式が任意ですが提出は必須という意味になります。A表・B表・C表の都への提出については、保護者の同意が得られた場合ご提出ください。この対象人数が補助額に影響します。</p> <p>なお、サポートプランに類似する事業者独自の様式を使用したい場合には、事前に都への申請を行い、都の承認を受ける必要があります。</p>
<p>・フォローアップメニューのスタッフのケアの具体例を教えてください</p>	<p>・今年度の内容は調整中のため、昨年度の内容を参考にお伝えすると、子供との接し方（発達特性がある場合の子供への対応方法等も含む）や保護者との接し方等、業務でスタッフが悩みを抱えているものに対して対応する内容を留意しておりました。</p>
<p>・サポートプラン作成にかかる経費について 「常勤1名・非常勤1名」というのは最大で2名の件費に関して補助をうけられるということですか。</p>	<p>・常勤職員は1名ですが、非常勤職員は1日1名としているため、非常勤職員については、1日1名であれば複数人の申請も可能です。</p>
<p>・交付決定時に既にHPがある場合は、ホームページ作成費や維持費は補助されないということですか。</p>	<p>・はい。既にHPがある場合は対象外です。</p>

<p>・週3日以上、学校の課業時間（おおよそ9時～15時）に開所している施設（交付申請日以降） こちらは、9時から開所することが条件でしょうか。 例えば、13時から15時まで週3日以上開所する場合は対象になりますでしょうか。</p>	<p>・概ね学校の稼業時間に開所していることが条件ですので、9時から開所することが必須ではありませんが、個別のケースでの判断となりますので、詳細は事務局宛にご相談ください。</p>
<p>・人件費は、最速でいつ振り込まれますか？</p>	<p>・概算払いを請求した場合、11月下旬から12月中旬の支払いとなる見込みです。</p>
<p>・今年度は交付申請は行わないのですが、今後のために基礎講習のみ受けることは可能でしょうか？</p>	<p>・今年度の交付申請事業者が優先となりますので、席に余裕があれば受け付けることは可能です。</p>
<p>・2施設目の場合、光熱水費の契約が必要とのことでしたが、1施設目も同様ですか？いま、他法人が契約している部屋を借りて運営しており、光熱費込みで借りています。</p>	<p>・事業所の所在が明確に示されている公的な書類があれば、光熱費の明細の提出は必要ありません。</p>
<p>・登記簿にフリースクール事業の表記が無くても、HPがあれば問題ないでしょうか</p>	<p>・登記簿にフリースクールに関する記載があることが望ましいですが、記載がない場合は、それに代わる根拠資料の提出が必要です。HPがあれば問題ないというわけではありません。</p>
<p>・補助対象となる常勤職員が、仮に体調不良や育休・産休などによって休職した場合、補助対象期間内に別職員と入れ替わることは可能でしょうか(不在期間は発生しない)。</p>	<p>・はい。他に要件に適する方との交代は可能です。その際は事前に申請をお願いします。</p>
<p>・基礎講座は施設ごとに1、2名程度の参加とのことですが、別日でしたら、2名×2日間でもよろしいでしょうか</p>	<p>・席に限りがありますので、原則1事業者2名までのお申し込みをお願いします。</p>
<p>・来年度申請するためには、今年度6月中に始めている必要があるか？</p>	<p>・次年度については未定ですが、今年度と同様の条件であれば、今年度7月1日時点で都内での実績があることが必須となります。</p>
<p>・保護者がサポートプランの作成を特に希望しない場合は、作成しなくてもよい、ということになりますか？</p>	<p>・はい。ただし、保護者がサポートプランの作成および東京都への提供に同意しない場合は、その児童生徒のプランを作成する必要はありませんが、その児童生徒は補助金の算定対象（人数カウント）に含めることができなくなりますので、ご承知おきください。</p>
<p>・「常勤1名・非常勤1名」で最大2名の補助を受けられる場合、その2名共に基礎講習の受講が必須でしょうか。</p>	<p>・会場の都合もあり、1施設2名までとなっております。原則、支援対象となる施設の責任者の方と実際にサポートプランを作成する方がご参加ください。</p>